

平成22年6月18日  
経済産業省

## 外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸出禁止）について

経済産業省は、有限会社 及び 株式会社による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、本日、同法第53条第1項及び第2項に基づき、有限会社 及び同社取締役 に対して輸出禁止7か月間の行政処分、また、 株式会社に対して輸出禁止1か月間の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

### 1. 行政処分について

(有) に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成22年6月25日から平成23年1月24日まで（7か月間）

に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成22年6月25日から平成23年1月24日まで（7か月間）

(株)に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成22年6月25日から平成22年7月24日まで（1か月間）

### 2. 事件の概要

(1)(有) は、平成20年6月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、外国為替及び外国貿易法（外為法）第48条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けず、ミャンマー連邦に向けて小型円筒研削盤を輸出しようとして、輸出者名義を事情を知らない第三者とした上で、平成20年8月及び同年11月、経済産業大臣の許可を受けることなく、ミャンマー連邦向けに輸出した。

(2)(有) は、平成20年9月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、外為法第48条第1項の規定に基づく経済産業大臣の

許可を受けず、ミャンマー連邦に向けて直流磁化特性自記装置を輸出しようと企て、輸出者名義を株式会社とした上で、ミャンマー連邦に向けて同装置を輸出しようと企て、株式会社とも共謀の上、経済産業大臣の許可を受けることなく、平成21年1月、最終仕向地をマレーシアとする虚偽の輸出申告手続により、ミャンマー連邦向けに輸出しようとした。(当該貨物は、関係機関の協力によりミャンマー連邦向けの輸出は未然に防止された。)

(参考1)(有) 及び (株)による外為法違反事件に関しては、平成21年6月に経済産業省は刑事告発を行っており、それぞれ有罪判決が確定している。

(判決)(有) : 罰金600万円  
: 懲役2年(執行猶予4年)  
( (株)代表取締役) : 罰金100万円(略式命令)

(参考2)(有) の概要

代表者 : (取締役)  
本社 :  
事業内容 :

(参考3) (株)の概要

代表取締役:  
本社 :  
事業内容 :

(本発表資料のお問い合わせ先)  
貿易経済協力局貿易管理部  
安全保障貿易管理課長 飯田  
担当者: 矢野  
電話: 03-3501-1511(3271~3274)  
03-3501-2800(直通)  
安全保障貿易検査官室長 牧野  
担当者: 宮本  
電話: 03-3501-1511(3276~3278)  
03-3501-2841(直通)